

令和 7 年 7 月 23 日

桜井市教育委員会 様

桜井市小中学校適正化実施計画策定検討委員会
会長 森本 吉昭

桜井市小中学校適正化実施計画（改訂版）の策定（桜井東中学校区）について（答申）

令和7年5月27日付け桜教総第37号をもって諮問された標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 桜井東中学校区において小中一貫教育を導入する学校（以下「義務教育学校」という。）の設置場所に関する事項

- ・義務教育学校の設置場所は、現在の初瀬小学校敷地が最も適当である。
- ・義務教育学校の学校校舎等は、現在の初瀬小学校の校舎等に長寿命化改修を行い、リニューアルをすることが最も適当である。

2 義務教育学校の開校時期及び開校までのスケジュールに関する事項

このことについて、次の点に留意されたい。

- ・校舎改修に伴う初瀬小学校の児童への学習の場を確保。
- ・統合後の環境の変化にスムーズに順応できるよう、段階を踏んだ教育環境の提供。

（１）開校時期について

- ・令和 10 年 4 月を目途とすること。（施設分離型で義務教育学校の開校）
- ・令和 13 年 4 月を目途とすること。（施設一体型で義務教育学校の運営開始）

（２）開校までのスケジュール

令和 7 年度	実施計画（前期）改訂版策定
	・実施計画（前期）改訂版（案）を地域に示し、その後に実施するパブリックコメントを踏まえて策定
令和 7 年度	義務教育学校グランドデザイン策定
令和 8・9 年度	義務教育学校開校準備委員会の発足
	・学校名、教育課程、制服・校歌・校章、通学方法等について検討し、その結果を地域・保護者・教職員に周知
令和 8 年度	義務教育学校施設基本計画策定

令和 9・10 年度	初瀬小学校校舎・屋内運動場 長寿命化改修設計等
令和 10 年度	朝倉小学校・初瀬小学校・桜井東中学校を統合 施設分離型の義務教育学校（特認校として指定）の開校
令和 10～12 年度	既設校舎を仮設校舎として利用 ・朝倉小学校・桜井東中学校校舎を仮設校舎として利用
令和 11・12 年度	初瀬小学校校舎・屋内運動場 長寿命化改修工事等
令和 13 年度	施設一体型の義務教育学校（特認校）の運営開始

3 義務教育学校の開校に向けた留意すべき事項

このことについて、次の点に留意されたい。

- ・通学方法は、スクールバス運行の充実を図る等、児童生徒・保護者の負担を軽減する措置を講ずること。
- ・開校準備委員会の設置にあたっては、保護者・地域住民と十分に調整を行い、理解と協力の下に進めること。
- ・開校後、使用されなくなる学校建物・敷地は、地域の活性化に資するよう有効に活用すること。
- ・開校に向けたスケジュールや開校準備委員会の進捗状況について市ホームページに掲載するとともに、必要に応じて市広報紙等を通じ、情報の公表に努めること。
- ・学校は、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、児童生徒自身及び保護者と力を合わせ、地域の方々の支援や物的な資源の活用等により、学校教育を充実させるよう努めること。

おわりに

義務教育学校の開校を進めていくにあたっては、義務教育学校に関する情報や進捗状況について地域住民・保護者を含め広く市民に公表し、未来へつながる教育環境づくりに向け、桜井市全体で取り組まれるよう心より願っている。